7	開業費償却	×××	
8	開発費償却	×××	
9	有価証券売却損	×××	
10	有価証券評価損	×××	
11	雑支出	×××	×××

［略］

［(記載上の注意)　略］

［様式第３　略］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［１～11　略］

12　リースに関する注記

［13～22　略］

(記載上の注意)

［１～13　略］

14　リースに関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第440条第４項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。

ア　借手である場合　次に掲げる事項

㋐　会計方針に関する情報

㋑　リース特有の取引に関する情報

㋒　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

イ　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。）である場合　次に掲げる事項

㋐　リース特有の取引に関する情報

㋑　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

⑵　ファイナンス・リースの借手である事業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合にあつてはリースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この⑵において同じ。）に関する事項。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めること。

ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

7	開発費償却	×××	
8	有価証券売却損	×××	
9	有価証券評価損	×××	
10	雑支出	×××	×××

［同左］

［(記載上の注意)　同左］

［様式第３　同左］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［１～11　同左］

12　リースにより使用する固定資産に関する注記

［13～22　同左］

(記載上の注意)

［１～13　同左］

14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。

ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

⑵　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件の電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。